

四日市市告示第 8 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年1月13日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	山条高岡線	中野町2367 中野町2214	6.5~9.8	441.79	NO.1
整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
2	平尾5号線	平尾町3874 平尾町5-5	3.3~11.3	49.17	NO.2
整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
3	高角36号線	高角町167-2 高角町169	1.9~4.2	58.17	NO.3